

大阪市防災会議

日 時：平成 26 年 10 月 14 日（火）

午後 2 時 00 分～午後 3 時 15 分

場 所：ホテルプリムローズ大阪 2 階 凤凰の間

○東危機管理監

私、本日の司会を務めさせていただきます、大阪市危機管理監の東でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、委員の出席状況につきまして御報告いたします。当会議は、「大阪市防災会議運営要綱」第 2 条第 2 項の規定に基づき、会議の成立には過半数の委員出席が必要となります。委員総数 85 名に対しまして、現在、73 名の御出席をいただいておりますので、本防災会議は有効に成立しておりますことをまず、御報告を申し上げます。

開会に先立ちまして、昨日の台風 19 号の対応経過と被害状況等について、この場をおかりして私のほうから簡単に御報告をさせていただきます。

昨日午前 9 時 15 分大阪市内暴風警報が発表されまして、大阪市としては、4 号動員を発令。全所属を合わせて約 3,200 人の体制で臨みまして、本市及び各区において、災害対策警戒本部を設置したところであります。

本日 14 日 1 時 51 分に、暴風警報が解除されまして、それぞれ警戒本部を廃止をいたしております。

被害状況でありますが、まず、人的被害につきましては、軽傷が 1 名、これは自転車で転倒されたということでございます。物的被害については、屋根瓦の落下やモルタル壁の落下、また、ビル看板の損壊等 7 件、アンダーパスの道路が冠水したのが 1 件でございました。

避難状況につきましては、事前に各区役所にて、避難所の開設準備を行い、自主避難者の受け入れを行っております。

9区で42カ所の避難所を開設し、結果、5区8カ所に21名の避難者がありまして、警報解除に伴い全員が無事に御帰宅されたということでございます。

結果的に大きな被害はございませんでした。皆様方の御協力、御支援に対しまして改めて感謝を申し上げまして、冒頭ちょっと御報告をさせていただきました。

それでは、ただいまから大阪市防災会議を開催いたします。

開会に当たりまして、大阪市防災会議の会長であります橋下大阪市長から御挨拶を申し上げます。

○橋下会長

皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今回、大阪市の地域防災計画の見直し案がまとまりました。この見直しは、東日本大震災の教訓と南海トラフ巨大地震の被害想定により明らかとなりました、ある意味公助の限界、行政の限界ということを踏まえまして、防災対策の一層の強化・推進を図ることが必要と感じまして、指示を出し、この防災計画の見直しをかなりの期間、これどれぐらいかかりましたかね。1年ぐらいかかりましたかね。1年ぐらいかけながら、皆様のいろんな御協力も得ながら、何とか案をまとめたところまできました。

きょうは、さまざまな御意見をいただいて、きっちと確定をしていく。そのプロセスの一環として、皆様にお集まりいただきました。僕の認識のポイントは2点で、自助・共助・公助、この役割をきっちと明確化して、行政だけでは、公だけでは、全て対応できないというところを率直に認めながら、住民の皆さんにしっかりと協力をしていただくと。住民の皆さんの協力なくして防災対策、減災対策はないという前提のもとに、どうやって住民の皆さんとコミュニティーと行政が役割分担をしながら連携をしていくのか、自助・共助・公助というところ、昔から言われているところなんですがれども、もう一度この視点に立って、防災計画というものを見直してきました。

2点目が、区役所、区の役割です。大阪市は政令市ということで、大きな自治体なんですけれども、市長、僕が公選職として、もちろん僕一人で何でもかんでもやっているわけではありませんが、危機管理監、副市長を初め、こういう危機管理に対しては、僕よりも危機管理監以下がしっかりと対応をしてくれてはいるんですけども、広島県のあの土砂災害で見られるように、やはり区役所の役割は非常に大きいです。じゃあ一方、今の区役所の組織体制がそれだけの体制になっているかといえば、やっぱり不十分なところもありますが、それでも今のこの区役所の体制の中で、やはり区役所が中心になりながらしっかりと対応してもらわなければいけないという思いで、区の防災計画というものをこれまでの行政のある意味資料集的なところから、住民の皆さんのがしっかり理解をしてもらった上で、この自助・共助・公助、特に自助・共助のところをしっかりと力を発揮してもらえるような、そういう住民視点に立った区の地域防災計画というものをしっかりと策定していくこと、これが2点目のポイントと意識しています。

3点目は、これらのこと踏まえて条例化、条例を制定します。いろんな防災条例というものは全国の自治体であるようですが、ここまできちっと自助・共助・公助の役割を明確化する中で、住民の皆さんにもしっかりと意識を持ってもらうような条例というものは、恐らく大阪市が初めて試みるところではあるんですけども、しっかりとこれは条例にして、住民の皆さんにある意味、この大阪のルールとして、規範として、意識をしてもらうということをやっていきたいと思っておりまして、掲げると3点になってしまふんですけども、自助・共助・公助、それから区の役割、そして条例化というところを意識しながら、あとは危機管理監以下でしっかりと地域防災計画案をまとめてもらいましたので、ぜひきょう、専門家の皆さん、また、関係行政機関の皆さんのお意見を踏まえまして、さらにこの計画のブラッシュアップを図っていきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○東危機管理監

ありがとうございました。

では、議事に入ります前に、お手元にお配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

上から順に、議事次第、委員名簿、配席図、資料1といたしまして、大阪市地域防災計画の修正について。

資料2が大阪市地域防災計画の修正概要。

資料3、大阪市地域防災計画修正案 震災対策編。

資料4、大阪市地域防災計画修正案 風水害等対策編。

資料5、今後の進め方について。

そして、参考資料の1としまして、大阪市防災会議条例。

参考資料の2が大阪市防災会議運営要綱。

以上、10点でございます。

お手元の資料に不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、進めさせていただきます。まず、きょうの会議の流れでございますが、お手元の次第をごらんいただきたいと思います。

本日の議題は2点ございまして、議題(1)としまして、大阪市地域防災計画の修正案について、皆様に御審議をいただきます。

本案件につきましては、災害対策基本法第42条及び大阪市防災会議条例第2条第1項の規定に基づき、議決案件となっております。

議題(2)は、今後の進め方でございます。

それでは、議事に移らせていただきます。大阪市防災会議運営要綱第2条第1項の規定により、大阪市防災会議の会長が議長になることが定められておりまので、会長であります橋下市長に議長をお願いいたします。

市長、よろしくお願ひします。

○橋下会長

早速、議事に入らさせてもらいます。

まず、事務局から議題1、大阪市地域防災計画の修正について説明をしてください。

○川村防災計画担当部長

それでは、事務局より「大阪市地域防災計画」の修正案について、御説明申し上げます。

失礼ですけど、座って御説明させていただきます。

まず初めに資料構成ですが、資料3、4が今回修正しました大阪市地域防災計画修正案の震災対策編と風水害対策編でございます。それから、資料1、2は、修正案の概要をまとめたものでございまして、内容は同じでございます。

本日は、パワーポイントの資料1で説明をさせていただきますので、適宜、お手元の資料をごらんください。

それでは、説明させていただきます。まず初めに、大阪市地域防災計画修正の背景、趣旨でございますが、東日本大震災の教訓と南海トラフ巨大地震の被害想定により明らかとなりました公助の限界を踏まえ、防災対策の一層の強化、推進を図ることが必要であることから、今回修正を行うものでございます。

修正の趣旨につきましては、1つ目は、災害からみずからを守るため、「個々の自立（自助）」、「個々が連携する体制（共助）」など、防災・減災につながる仕組みを構築すること。

2つ目は、「大阪市・市民・事業者等の責務と役割」を明確にし、相互に連携を図りながら協力すること。

3つ目は、ソフト・ハード両面を組み合わせた総合的な対策を推進することでございます。

次に、修正に際し考慮すべき国等の動向でございますが、まず、法改正等により考慮すべきポイントとしまして、東日本大震災を踏まえた災害対策基本法の改正、また、近年頻発しております水害等を踏まえました水防法の改正、それから、南海トラフ地

震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の制定でございます。

次に、本年3月の大阪府の地域防災計画の修正でございますが、災害対策基本法の改正を踏まえ、「減災」を基本理念とし、「命を守る・つなぐ」ことに重点をおかれております。

南海トラフ地震の被害想定でございますが、津波により市域の約32%が浸水し、早期避難率が低い場合に約12万人の死者が想定されております。また、建物の全壊が約8万棟、避難所生活者約82万人、帰宅困難者約90万人など、ライフラインの被害を含め、甚大な被害が想定されております。

これらを踏まえ修正しました今回の大阪市地域防災計画の修正概要ですが、本市の主な取り組みとしまして、1つ目は、「公助の限界」を踏まえた「自助・共助」の取り組み強化。

2つ目は、「多様な災害からの避難」を優先した取り組みの強化。

3つ目は、大阪市特有の災害リスクへの取り組み強化。

4つ目は、「南海トラフ地震特別措置法」に基づきます「推進計画」の作成でございます。

このような4つの柱に基づき、主要な取り組み項目としましては、①自助・共助の取り組みの促進など、①から⑦の項目となっており、次に項目別に内容を御説明させていただきます。

①自助・共助の取り組みの促進でございますが、区の特性に応じた「区地域防災計画」の作成では、区は、大阪市地域防災計画に基づき、各区の地域特性等を考慮した区地域防災計画を作成し、内容の充実を図ります。

地域の特性に応じた「地区防災計画」の作成支援では、災害対策基本法の改正に伴い、住民及び事業者が自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として大阪市防災会議に提案できるものでございます。

自主防災組織の育成では、本市は市民が自主的な活動ができる体制を整備するとと

もに、自主防災組織の育成を図り、充実させてまいります。

防災知識の普及・啓発、防災訓練の促進では、市民等や事業者による災害情報の収集、家庭における1週間分以上の備蓄、学校教育及び社会教育等を通じました市民の災害初動体制スキルの習得などを図ります。

次の避難行動要支援者対策の促進では、「大阪市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)」を改訂し、地域ごとに「避難支援計画」を作成していただくなど、地域における避難行動要支援者対策の取り組みを促進いたします。

これら①自助・共助の取り組みの促進に当たりまして、コーディネーターやアドバイザーを地域に派遣し、取り組みを支援いたします。

次に、②避難体制の充実でございますが、避難勧告基準の見直しなどでは、津波警報、大津波警報時に17区に対して避難指示の発令を行うとともに、昨年9月の台風18号の教訓も踏まえ、大和川などの氾濫に対します避難勧告基準を見直しました。

情報連絡体制の充実では、同報系防災行政無線の改善とともに、さまざまなツールの活用等により、情報連絡体制の充実を図り、災害時に適切な応急対策を実施いたします。

また、災害に応じた安全な避難場所等の確保では、想定される災害ごとに避難場所等の安全性を検証するとともに、新たな浸水想定を踏まえました津波避難ビルを確保いたします。

次の避難所運営における多様な主体の参画では、高齢者、障害者、男女のニーズの違いなど、多様な視点に配慮し、「避難所運営マニュアル」を見直します。

備蓄品の充実では、大阪府と連携し、南海トラフ地震の被害想定を踏まえた新たな備蓄計画を策定します。また、要配慮者等のニーズに応じた品目の拡大も行います。

続きまして、③本市防災体制の充実でございますが、災害時動員体制の強化では、震度5強の地震時におきましても、区役所等への直近参集を行うほか、台風や特別警報時の対応など、動員体制の充実・強化を図ります。

津波に対する防御実施体制の強化では、津波警報発表時の防潮扉・水門閉鎖要員の確保、集中監視システムによります開閉の確認等を行います。

次に、本市B C P(業務継続計画)の作成でございますが、「全市版」「区・局版」を作成し、その運用、検証等の訓練を実施します。

防災訓練の充実では、大阪府など関係機関と連携した訓練、市や区の訓練及び地域における訓練などを通じ、危機対処能力の充実・向上を図ります。

④帰宅困難者対策の推進でございますが、大阪・難波・天王寺駅等を初めとします市内主要ターミナル駅周辺における帰宅困難者対策の推進では、コーディネーターの派遣により、協議会等の設立支援や対応マニュアルの作成支援を行い、関係機関が連携した実効性のある帰宅困難者対策を行います。

⑤地下空間浸水対策等の推進でございますが、地下街管理者等による耐震性の確保及び津波浸水等も考慮した「避難確保計画」の作成及び地下街・地下駅・接続ビルが連携した浸水対策の促進では、地下空間の耐震性の確保とともに、津波浸水に備え、協議会を設立し、連携した地下出入り口への止水板の設置促進、避難確保計画の作成、避難を優先したガイドラインの作成、避難訓練などを行います。

次に、⑥中高層建築物対策の推進でございますが、非構造部材の脱落防止対策、エレベーター閉じ込め対策では、東日本大震災のときにも被害が見られましたが、天井等の非構造部材の脱落防止等の落下対策、エレベーターの閉じ込め防止対策などを講ずるとともに、民間建築物への対策の普及啓発を行います。

最後に、⑦ハード対策の推進でございますが、防潮堤等の耐震化の促進では、南海トラフ地震の津波浸水想定を踏まえた防潮堤等の耐震化の実施計画の策定・推進など。

民間施設の耐震化・密集市街地対策の促進では、耐震診断義務化建築物の耐震化促進や、地域特性に応じました密集住宅市街地整備の促進など。

災害時の交通ネットワークの維持では、地下鉄などの津波浸水対策設備の強化や地震・津波に対します橋梁の安全性確認など。

市設建築物の耐震化推進では、市設建築物の耐震化や避難所等に指定された施設のつり天井脱落対策など。

ライフライン施設の耐震化では、共同溝・電線共同溝の整備、上水道・下水道施設の耐震強化などを行うものでございます。

今回の修正に関する主な内容の御説明は以上でございます。

○橋下会長

それでは、議題1につきまして、皆さんに御意見を伺いたいと思います。

まず最初に、大阪市立大学の理事兼副学長の宮野委員から自主防災活動の推進の観点から御意見をお願いします。

○宮野大阪市立大学理事兼副学長

大阪市立大学の宮野でございます。私はこの地域防災計画の修正元であります昨年度設けられました2つの部会のうち、ひとつの部会長を務めさせていただきました。その立場から、今回の修正案について少し意見を申し述べさせていただきたいと思います。

まず、今回冒頭に御説明ありました修正の趣旨でございますけども、自助・共助を中心とした減災、防災計画の策定ということなんですが、これは東日本大震災の発生以前から、既にほぼ20年になります阪神淡路大震災で認識されたところでございます。しかし、なかなかその実効性が十分發揮されないまま、東日本大震災を迎えてしまったということで、さらにその東日本大震災では、例えば、中学生の活躍による避難行動とか、そういったより自助・公助の受容性ということがさらに改めて認識をされたことによって、この地域防災計画の見直しということにつながってきたというふうに考えているところでございます。

そういった観点から見ますと、この地域を構成する構成員、非常に多様なものがございます。ここに挙がってます市民、それから事業者、そしてもちろん大阪市ということもなんですが、それ以外に大阪の場合には、その地域特性によって、いわゆる昼

間市民と呼ばれる昼間、外から大阪市に入ってこられて、いろんな活動をされている方がいます。そういう方も含めて、災害が起こったときにそれぞれの立場を生かす形で自助・共助の枠組みをつくっていくということが強く求められているというふうに思います。

より具体的に申しますと、大阪市の場合には、非常に多様な地域特性を持っています。大阪市では、平成21年から23年の3年間なんですが、地域特性に応じた自主防災まちづくり事業というものを既に行ってきておりまして、そこでの蓄積などもございます。そういう地域の特性、より具体的に申しますと、例えば、戦災で焼け残った地域には老朽化した木造住宅がたくさん残っています。そういうところには往々にして災害時に弱者になる高齢者の方がたくさん住んでおられるとか、あるいは都心の地域においては、先ほど申しました昼間市民のほかに、観光客とか買い物客とかいったような一時的に外から入ってこられる方もたくさんおられるわけですね。そういういわゆる昼夜間人口比率というのは、思ったよりも非常に高くて、大阪市の場合には、東京都24区の平均値よりも高い地域がございます。そういうことで、大阪市の幾つかのその地域特性に応じた防災計画を考えていく必要がある。そのためには、やはり今回言われている地区防災計画というような、よりきめの細かい、例えば、小学校区単位のようなよりきめの細かい単位の中で、それぞれの地域の特性に応じた自主防災計画を考えていくということが求められるわけです。そこでは、いわゆる自助・共助、そして公助の役割分担を時系列で考えていく。要するに、過去の震災では、直後には公的な支援ってなかなか求めにくいので、特に直後からは自助・公助でとにかく生き抜いて、そして、やがて体制が整っていくであろうその公助を待つということが必要だと思うんですが、その時々において、先ほど申しましたいろいろな立場の人たちがそれぞれ役割分担を明確にして、災害に立ち向かっていくという計画づくり、これが求められているというふうに思います。

そういう地区防災計画などの効果をより具体化していくためにやはり、条例の制

定に基づいて、実効性の高い防災計画づくりをしていくことが今後、求められているというふうに思っております。そういった意味で、今回の大阪市地域防災計画の修正に基づいて、さらによりきめ細かな地区防災計画へつながっていくことを期待をしているところでございます。

以上でございます。

○橋下会長

ありがとうございました。

次に、大阪市地域女性団体協議会の会長の矢田貝委員から女性の視点から避難所運営等についての御意見をお願いしたいと思います。

もうどうぞ、お座りになっていたいです。

○矢田貝大阪市地域女性団体協議会会長

じゃあ、失礼いたします。大阪市地域女性団体協議会の会長をしております矢田貝といいます。

それでは、女性の視点から見まして、きょうの防災会議のコメントをさせていただきます。

私たち大阪市地域女性団体協議会は、昭和24年に結成以来、半世紀以上にわたって、地域に根差した学習と実践を基本として、明るく住みよい地域社会づくりを目指して活動を続けております。地域における防災を考えるとき、やはり女性の視点が大切だと思います。誰でも被災者になる可能性がありますが、その影響は年齢や性別で大きく違ってくると言われています。災害時に地震や津波などで、避難場所暮らしを余儀なくされると、皆が非日常の生活を強いられ、皆が我慢するのが当たり前という状況になると思いますが、その中でも女性特有のニーズや問題が起こってくると言われています。例えば、着がえる場所や授乳する場所、下着などを干す場所がないなどの場所の問題から、下着やおむつのほか、女性特有の物資も必要となります。避難の場面では、安全、安心、快適な空間を確保し、特に女性のプライバシーを守るという

視点は必要でしょう。

復旧復興の過程では、女性、男性の身体的な違いや世代の違い、授乳児連れなどの生活状況の違い、障害者や外国人などにおかれましては、状況の違いに応じたきめ細やかな配慮や支援、取り組みが必要となると思います。

防災訓練などへの参加は高齢化しており、訓練時においては、炊き出しや救護、訓練は女性中心、一方、がれき撤去や災害トイレの組み立ては男性が担うというように、男女の役割があらかじめ固定化されていることもあります。しかし、災害はいつ、どんな状況で起こるかわかりません。これしかできない、この人しかできないというのではなく、自分は何ができるのかという主体的に考えて実践していくことも必要でしょう。大災害で学んだ経験や知恵を生かし、避難者となった場合でも、支援する立場になった場合でも、生活者として一人一人の女性の声、そして、女性に限らず、いろいろな特別な事情を抱えた人たちの声を埋没させないような視点が大切だと思います。

このようないろいろな状況の違いに応じ、きめ細やかな配慮や支援、取り組みを考えていくとき、やはりそのような場面への女性の参画が必要です。地域の防災計画づくりや復興に関する取り組みを検討する場において、女性の参画はまだまだ少ないのが実情です。町会長、自治会長などのリーダーの多くは男性が担う傾向がありますし、女性の意見や要望を反映しづらい環境にもあると言えます。復興や防災に関する国や県の委員会や会議の委員もまだまだ男性が大多数を占めているそうです。この大阪市の防災会議は、私も女性団体のリーダーとしても参加させていただいておりますが、県や国に比べると女性の比率は高いかもしれません、女性の活躍促進の取り組みとして安倍首相が目指す女性リーダーの割合は30%よりもまだまだ大きく下回っているのが現状です。

被害時の避難、救援などの応急対応、災害から復旧復興と生活再建、地域における防災、減災の取り組みなど、あらゆる段階で、女性の視点を導入することは、女性だけでなく子供、障害者などを含めたいろいろな多様な視点を反映し、皆が安心、安全

に暮らしていける地域づくりのために重要だと考えます。これからも私たち女性会として、避難者の声や支援者から学び、女性の視点で考える防災のまちづくりを具体的に進めたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○橋下会長

ありがとうございました。

次に、大阪市地域振興会宮川委員より、地域の視点から地区防災計画等について御意見をお願いします。

○宮川大阪市地域振興会此花区地域振興会会长

座ったままでよろしいですか。私のほうから大阪市地域防災計画の修正のうち、1番の自助・共助の取り組みの促進。2番、避難体制の充実ということについて、少しだけ御質問、それからお願いということでお話しさせていただきたいと思います。

実は、12日の日、私ども地域では敬老会がございました。350人ぐらい御出席いただいた年寄りに向かって私は、もしも水につかりそうなことがあったら、ここへ逃げるんやぞと、こう申し上げました。そうすると、学校が実はこの講堂は使えないんですと、台風のときは水漏れが来て。2カ月ほど前に水つかりがあって、はよせえよと言うといったんどうなってんねん言うたら、そういうことで、学校も言うてるんですけども予算がないとかおくれるとか言うて、まだ実は修理できませんから、避難場所としてはこの講堂は使えませんと。したがいまして、学校の理解ともう一つは4階のほうで会議室をあけますと。これはよかったですけど、そういう学校の単なる講堂、あるいは体育館という形での用途以外、そういう避難場所というものが設定されている場合は、最優先で修理並びに補修をしていただきたいと、まずこう思います。

それから、学校関係で申し上げますと、実は、各小学校には避難食が配備されています。各小学校の私どもの区では300食ぐらい大人の御飯が用意されてい

ると思います。ところがこれ、もしも午後の 1 時半、これ実は夜中に起こった場合、それから朝方に起こった場合、昼に起こった場合というふうな想定をして会議をした席で、もしも 1 時半ごろに起こったら、これは地震の場合ですけど、地震が起こって、子供たちが帰れない、そこで避難者は入ってくると。こうなったときに避難者の食料は確保できてるけども、子供たちの腹の虫抑えが何もできてないなと。こういうことに気づきまして、まことに自慢話ですけども、きょうも御出席ですけども、甲南大学の奥田先生の御指示もあったんですけども、ビスコを各学校に配付することに決めました。その配付をするのも大変ですわ。区役所にお願いして、区役所が学校の校長会にお願いして、初めてゴーですわ。こっちが勝手に買うて勝手に入れるわ言うたら、校長が拒否しまっせと。こういうふうな今の大阪のやり方ですから、大変、せっかく買ううのにえらいことやなという話がありました。それもできるだけスムーズにいくよう、これからもお願いしたいと思います。私ども貧乏な区ですけども、100万円ぐらいやっぱりかかります。赤十字からの御寄附もいただいたりと、あらゆるところでお金を集めて用意をしました。

それから、もう一つお願いしたいのは、各連合会長というのがおるんです。橋下さんは余り好きやないと思いますけど。各地域で防災リーダーが災害用の無線を持っています。ところが連合会長は持っていないんです。各防災リーダーは連合会長の指示を一番先に聞きに来よるわけです。どうしましょうと。何時にあけましょうと。こうこうせえよと。それを一遍区役所に言いますと、そういうふうな無線は連合会長が持っていないと。実は、いろんなところで防災無線を各連合の責任者、あるいは連合会長ぐらいいには配備できへんかと、こういうふうにしとったんですが、これもまあ予算がないということで、非常に大事なところでちょっと予算がつかないんだなというふうに認識しております。その辺何とか御努力をいただいて、各主要ポイントには防災無線を配備していただきたいです。

それから、もう 1 つ、これは具体的な話になるんですけども、今、多くの区で避

難ビルを設定していただきて、いろいろな交渉事が大変だったろうと思いますけども。多くの避難ビルができました。ところが、実際にはその避難ビルの階段すらわからぬ住民が多いということです。その辺の各地域におけるいわゆる避難訓練をして、学校へぞろぞろ行くだけでなしに、そういうビルのあるところ、あるいは階段のあるところ、それらももう少しあかるようにしていただけたらありがたいなというふうに思います。これちょっと具体的になりますけども、ほとんどの地域の人が隣のマンションの非常口は恐らく知らないとこう思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○橋下会長

これは避難場所、講堂なんか水漏れだということであれば、ちょっと予算についてはそういう避難場所の部分について直すということ、ちょっとこれ確認しますし、優先順位を上げなきゃいけないので、これはすぐ確認します。

○宮川大阪市地域振興会此花区地域振興会会长

各学校はもう教育委員会のほうへ言って、教育委員会の予算ということになろうかと思いますので、その辺をうまく調整してですね、お願ひします。

○橋下会長

もうそれは再度ちょっと号令かけますので。

あと、ビスコの関係なんですけども、これは以前、区役所と学校というものはちょっと完全に分離してたんですけども、今、号令かけて区役所も教員委員会のみんなメンバー、理事に区長が、教育委員会理事に入ってまして、以前よりも区と学校の関係は円滑になっているはずなんですかけれども、また、そこは再度確認しますが、今、区長と校長がかなり円滑にコミュニケーションとってますので。

○宮川大阪市地域振興会此花区地域振興会会长

それはお伺いしてるんですけども、それだけの手間がかかるんかなと思って関心しています。校長会での了解を得ないかん。学校側が受け入れてくれるかどうかわからん

というようなところですね。

○橋下会長

プロセス踏まなきやいけないと、あとは、学校ごとに学校協議会というのを設けましたので、そこにダイレクトに地域の皆さんから申し入れしてもらってもいいんですけども。

○宮川大阪市地域振興会此花区地域振興会会长

学校協議会は私もメンバーですから、学校協議会はうん言うんですわ。ええことやね、頼みますわとこうなるわけ。ところが、ほんならやろかと言うたらそれだけ2つも3つも手順を踏んでいかないかんというつらさがあります。時間的なロスですね。

○橋下会長

わかりました。ちょっとプロセスは御理解いただきたいんですけども、そういうことは承りました。

防災無線に関しては、これは区長のほうも部会のほうからも以前、こういう話があったんですが、市の全体の予算の中でということなんですけども、また、これ各区の事情、多分、大阪湾に近いほうの湾岸地域とそれ以外の地域とまた、いろんな事情、違うところがあると思いますから、今回、区長の重点経費予算として10億円枠設けましたので、そういう中でまた、そういう話が出てくるのかどうなのか、ちょっと区長のほうにもそれは考えてもらって、全部防災無線を完全整備ということにはなかなかならないのかもわかりませんけども、必要なところにそれが設定できるような形で、ちょっと各区のほうで、これは考えてもらうと。その区長予算の中でまた、小川区長が部会長ですね。またちょっとそういう意見が出たということで、全区一律というわけにはいかないでしょうけども、必要なところにということを考えています。

避難ビルの件は、そのとおりです。

それから、宮川委員、僕、連合町会全然嫌いじゃないですからね。政治的な中立性は保ってくださいねというだけで、皆さんに地域のことをやってもらわなきやいけな

いことは十分承知しておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

何か宮川さんと話したらこれで終わったみたいになってしまって済みません。

次のほうで、すみません、近畿百貨店協会、近鉄百貨店塔田委員から、事業者の視点から本計画等について、御意見をお願いしたいと思います。

○塔田近畿百貨店協会近鉄百貨店総務部課長

近鉄百貨店の塔田です。当社は今、近畿百貨店協会の幹事店でございますので、きょうは近畿百貨店協会の立場でお話しさせていただけたらと思います。

ターミナル周辺の百貨店は駅から近いという地の利を生かして、多くのお客様に御来店いただいております。上町断層を震源とする直下型地震や南海トラフ地震などによる大規模災害が発生した場合、駅やその周辺には滞留者があふれ、混乱の危機が出てまいりだと思います。災害の規模にもよりますが、災害発生から公的な支援が始まるまでの間、ターミナル周辺に滞留している帰宅困難者を支援するためには、例えば、一時滞留スペースの提供や百貨店にある食料品の提供など、さまざまな共助の取り組みが期待されると考えております。

また、一方で店内の販売業務に従事している社員を初め、多くの取引先様からお越し頂いている多数の従業員の安全確保、帰宅抑制や支援等の自助の取り組みも必要となってまいります。そのような中、日本百貨店協会は、帰宅困難者対策について、2007年に百貨店のためのBCPガイドライン、2008年には百貨店における大都市直下地震帰宅困難者対応に関する基本的な考え方を取りまとめました。

大きくは、帰宅困難者等にかかる事前検討項目として、建物などのハード面の耐震化、非常用電源を初めとしたインフラの整備、活用スペースの検討からソフト面については、災害弱者の支援、備蓄品の検討、また、災害発生後の避難誘導から2次災害の防止、そして、帰宅困難者への情報提供、帰宅途上の一時休憩、トイレ、食料、飲料水の提供の検討となっております。さらには、従業員等の行動をして、安否確認、一時待機、翌日の時差帰宅の推進などを取り上げました。しかしながら、2011年

3月11日に発生いたしました東日本大震災での実際の状況は、想像をはるかに超えたものでございました。被災地の百貨店では、通常の営業再開に40日も要したところもありました。また、首都圏の百貨店では、大量に発生した帰宅困難者への対応や事後的には計画停電による営業の支障が発生するなど、百貨店業界特有の課題もあきらかとなりました。

具体的には、震災のあった仙台市内の百貨店については、電気、水道等のライフラインが途絶し、商品陳列棚の転倒や商品の散乱、また、看板や避雷針の落下、そして、スプリンクラーが作動し、出入り口のシャッターが破損した。そういったことで、災害当日は、店舗内での2次災害を防止するため、館内への入館は基本的には不可能でございました。首都圏の百貨店では、電気、水道、ガスといったライフラインは確保されており、店舗の建物被害がほとんど発生していなかったため、安全確認がとれたと、店舗ごとにそれぞれ状況は違いましたが、近隣の事業者や行政の方々と連携して、利用客の一時保護や帰宅困難者の受け入れ等を行った店舗がありました。ただ、ツイッター等の個人による情報発信手段が普及しておりますので、帰宅困難者の受け入れ店舗の情報が瞬時にネット上に流されて、付近の帰宅困難者がトイレなどを求めて殺到し、やむなく店舗を閉鎖するという事態も発生いたしました。

このようなことから御承知のとおり、平成24年11月に東京都は帰宅困難者対策条例を制定し、その第8条に公共交通事業者等による利用者保護の第2項に百貨店が筆頭に上げられて、帰宅困難者保護の努力義務というようなところが記載されています。

しかしながら、各百貨店においては、立地や建物の状況はさまざまありますので、現状、百貨店協会としての統一的なガイドラインというのはお示しできていないのが実情でございます。基本的には、従業員の安全確保、帰宅抑制を前提とした上で、店内でお買い物をいただいているお客様の安全確保、建物の安全確認、ライフラインの状況等を考慮し、売り場と区画できる一次滞留スペースに収容が可能な高齢者の方、

妊産婦の方、そして、お子様連れのお客様などに店内で滞留していただく方向ではございます。

現在、大阪市を中心として、梅田、難波、天王寺の3地区において、帰宅困難者ワーキンググループが開催されており、各地区の百貨店が参加しております。また、その中で大阪市固有の問題として、津波対策も必要になることが明らかになっております。近畿百貨店協会といたしましても、各事業所のBCP等の個別の取り組みに加え、大規模災害が発生することに備え、平時から行政、事業者、地域等の駅周辺関係者等の連携体制を構築することが重要と考えており、今後も積極的に参加してまいりたいと存じます。

最後に、大阪市様におかれましては、引き続きリーダーシップを發揮していただきて、帰宅困難者対策等御尽力いただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

○橋下会長

ありがとうございました。

次に、近畿地方整備局長の森委員から、南海トラフ巨大地震に対する対策などについて、御意見並びに現在進めている対策などについて御紹介願います。

○森近畿地方整備局長

国土交通省の森でございます。お世話になっております。本日こういう形で大阪市の地域防災計画をつくりていただいておりますこと、私どもとしてもしっかりと受けた、サポートさせていただければというふうに考えております。

パワーポイントで今、見ていただいております国土交通省の南海トラフ巨大地震対策計画という、近畿の地域対策計画というのを今、つくってきております。私たち国土交通省の関係支分局、調整部局以下、運輸局、あるいは海上保安庁等々、あるいは気象庁も含めまして、全体としての方針でございます。

今日はその中でも特に抜粋という形で御紹介をさせていただきたいと思います。

1枚、次のパワーポイントを見ていただければと思いますが、ちょっと字が小さく

て見えないかもしれません。既に南海トラフの具体的なものをイメージして、計画をつくさせていただいておりますが、左上にございます大阪平野における津波が襲ってくるぞということと、右下、密集市街地における家屋倒壊、火災が発生するということに対して、どのような対応をとっていくのかという非常事態であります。こういう深刻な事態に対してどう手当てをするのかというのを具体的な計画としてつくらせていただいているということでございます。

本来であれば、もう少し全体いろんなシチュエーションに対して説明をしたほうがよいのかもしれません。とりあえず、この2つの大きな問題事象発生に対しましての手当てということでございまして、それ以外にも当然、河川、あるいはのり面が崩落すると、あるいは道路が寸断をするということに対しての手当ても必要であるということは言うまでもございません。既に、ちょっとこれも字が小さくて申しわけないんですが、紀伊半島の太平洋側には津波高8メートルから20メートルの津波が押し寄せると。大阪湾に対しましては、津波高2メートルから5メートルの高さの津波が押し寄せるという予測がされております。

次のパワーポイントを見てください。字がこれも小さくて申しわけございません。左側であります。色がついているところでございます。津波の浸水予想区域ということで、ちょっとこれ私もあり大阪の地の利がわかっているわけではないんですが、四ツ橋筋ですよね。四ツ橋筋から海側、これが津波のエリアとして最大は5メートルぐらいの深さの浸水をするであろうというふうに言われております。これは東日本震災のときもそうだったんですが、地殻変動でまた、地盤が変わってくるとともに変わってくるんですが、とりあえず今の地盤の中で見ると、この四ツ橋筋からちょうど西側に浸水エリアが広がる。それに対して、水がついたままになってしまって、それが引かない状態に東日本震災でもそういう事象が発生しております。その結果、それを排水してあげないといけないという、そういうことがまずは人命救助の観点から、あるいは応急の復旧をしていくためにもまずは、水がいっぱいいたままになってしま

るもの、津波が来て一旦、引き潮で引かれているわけではなくて、たまたまになっているものをポンプ車等々で掃き出すという、そういう作業が一つ出でてきます。このためには、大阪にございますいろんなさまざまな川の閘門やら等々をうまく使いながら、自然に流下されるものと、人力で掃き出すもの、それぞれ分断しながら整理をしていくということが必要になってまいります。

次のパワーポイントをお願いいたします。これも字が小さくてよく見えないんですが、具体的に言うとあまりセンセーショナルになるかもしれません、西成、浪速、天王寺といったようなところに密集市街地がたくさんあるというふうに言われております。そこに対してのまず火災消火活動を行っていくということが必要になってまいりますので、中ほどの絵、あるいは右肩の絵がございますのは、これは周辺から消火活動の支援、応急部隊をどういう形でこの都心に招き入れるのかということを整理したものでございます。当然、高速道路等をうまく使いながら、あるいはそこにたまっている放置車両、あるいは場合によっては倒壊家屋でふさがれてしまっているような幹線道路の道路啓開を真っ先、優先的に行って、消火活動、あるいは家屋の倒壊されている中におられる方々を救うという、そういう活動を行っていくということをとりあえず関係機関と方向づけをさせていただいているということでございます。

いずれにしましても、26年度、27年度、早いところでは、和歌山県あたりは、国土強靭化を踏まえた地域計画を策定する。この中にハード、ソフトの計画を入れて、それを国、県、あるいは地域全体として支援をするという計画になっております。ぜひとも、大阪府、大阪市さんにおかれましても、そういった計画の早期立案をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○橋下会長

ありがとうございました。

本日、御欠席の常葉大学大学院の重川委員からの御意見について、事務局が事前に

頂戴していますので、事務局より説明をお願いします。

○川村防災計画担当部長

それでは、事前に重川委員からいただきました御意見について、簡単に報告させていただきます。

流れは主には4点いただいておりまして、1点目としましては、予防・応急対策については一般的によく検討されておりますと、ただ、復旧復興対策における被災者支援に対しまして、全国的にもいろんな地域防災計画においても、内容的にはポイントは抑えておるけれど、具体性に乏しく、実施計画における充実が大事であると。被災時には、市民はその後の住宅再建、あるいは、生活再建など被災者自身がなすべき事項等を正しく理解しておくことが重要であると。このため、公助としまして、収容避難所や被災、罹災証明の発行等の対応で終わることなく、速やかに自立してもらうという観点で、必要となる事項の事前の啓発教育、あるいは自助を促す自立支援の向上に力を入れていただきたいということでございました。

それから2点目は、得てして大都市は、災害対応における他機関や団体等からの援助の受け入れが下手であると。相互協定における具体的な内容検討など、災害時における円滑な受援体制の確立といったことにつきましても、十分検討していただきたいということでございました。

それから、3点目ではございますが、風水害対策につきまして、最近台風時等に自治体が頻繁に避難勧告を出しているが、住民はどのような行動をすべきかを十分に理解できていないのではないかということもあるので、行政側の対応も含め、避難方法についても事前啓発等を十分行っていただきたいと。

それから最後に4点目でございますが、事業継続計画、BCPの取り組みといった中で、行政組織は専門的に防災業務を担当する職員は限られていると。復旧活動等における外部委託の活用も十分に検討しておくべきではないかと。また合わせて、大阪市の職員に対しても防災担当部局や各区、局の防災担当者だけでなく、全職員に対し

ての事前教育、訓練を通じた公助の意識、防災意識の向上の充実を図っていただきました。

御意見は以上でございます。

○橋下会長

ありがとうございました。

次に、ひょうご震災記念21世紀研究機構の室崎委員より、全般について御意見をお願いしたいと思います。

○室崎ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長

室崎でございます。今までに触れられなかつたことで、特に重要と思うことを3点ばかりお話をさせていただきたいと思います。

この概要には触れられていないんですけども、資料3の震災対策編の修正版では修正事項として掲げられていることで、事前復興計画というか、事前復興の基本方針を定めるということが示されています。東北の大震災のその復旧復興過程を見ていると、被害が起きてからどうしようかという議論を始めて、かつ、その復興の将来ビジョンというものが従前にしっかりとつくられていないので、そこで非常に混乱をして、復興が非常に長引いているということがあります。そういうことでいうと、やはり将来の大阪市のあるべき姿を踏まえて、大災害が起きたときにどういう形で復興するのか、あるいはどういう町をつくるのかということを事前にしっかりと検討しておかないといけないというふうに思っておりますので、既にもう大阪市も検討はされているんですけど、その事前復興計画をさらに万一、南海トラフが起きた後で、端的に言うと1ヵ月以内に次の復興の方針が示されるような準備をしっかりとおかなければいけないということで、これは少し重要なことだと思っておりますので、一言その重要性について発言をさせていただきました。

それから、2点目は、これも東日本大震災の教訓なんですけれども、例えば、市役所だとか、公的機関が崩壊をする。挙句の果てには職員が大量に亡くなられたことが

起きて、行政機能が全く動かなかった。きょうの改正のポイントは、共助とか自助のところなんんですけど、でも、公助はいいかげんであっていいということではなくて、まず、公助がしっかりしておかないといけないので、そういう行政機関の庁舎や施設やライフラインや、最終的に言うと僕は、市の職員の住宅もこれは個人の財産なので、あれこれ言ることはできないんですけど、まさにそういう職員はいないと思いますけど、耐震補強もしていない住宅にお住まいになっていて、災害のときにそれが壊れて出動できなかっただいうことがあってはならないというふうに思います。そういう意味でいうと、その職員の住宅から始まって、その庁舎に至るまでの耐震化というのをもう一度しっかり検討させて。これはちょっと間違があるかもしれません、私は区役所に行ったり、時々消防署なんかも行ったらちらちらっと見るんですけど、家具等の転倒防止が必ずしもまだ十分に行われていないところだとか、机の上に非常に書類の山が置かれているようなところがあって、この状態で地震が起きたときにどうだろうかと思う場合がほんのちょっとだけある。ほんのちょっとですよ。そういうことを含めて、やはり大きな震災が起きたときに、まさに公共機関、市がそれなりの機能ができるような環境について、きちんと点検をしていただきたい。これがこの修正案でいうと、BCP、市役所のBCPをしっかりつくりましょうというところにありますし、市のつくった建築物の耐震補強ということも出ておりますので、もう一度、そういう足元を見詰め直すということをぜひ、これも意識的に御努力願いたいというのが2点目でございます。

それから、3点目は、これは私自身がこの避難部会をずっと仰せつかって、前回の地域防災計画の修正のときにもお願いしているところでございますけど、やはり、最後のとりでは避難というところになります。そのうちの1点は、重川委員の御発言と同じなんですけど、避難勧告を適切に出しても、市民が逃げないという状況が最近はあちこちで起きているわけです。私は多分、100回に1回は本物で、99回の避難勧告もよかれと思って出しているんだけども、結果論としてみれば出さなくともよか

ったというようなこともあるんだけれども、1回本物が起きたときに大変なことが起きる。そういうときに必ず逃げていただくというか、そういう避難勧告なり避難の基準なり、あるいはそういう行動に対する意識啓発なり教育というのを、相当しっかりとしないと、市民力が高くならないと、幾らいい指示を出しても、やはり徹底していないことがあるので、避難に関するやっぱり市民教育というか、そういうプログラムをしっかりと自主防などの取り組みの中でもぜひそれをやっていただきたいというのが、避難に関する1点目です。

それから、もう1つ、避難に関する2点目は、これはもう前回も申し上げましたけど、最終的に言うと避難場所というのは安全でなければならぬこと。これは幾ら言つても言い過ぎることはない。そういう中でいうと、これも既に始まっていますけど、きょうのほかのところの耐震、ハードのところとかに関連するんですけど、この6番目ですか、これは中高層建築物の非構造部、要するに天井が落ちたりだとか、壁が崩れたりとか、要するに避難場所の安全性は津波だけではなくて、いろんな天井が落ちたりだとか、壁が落ちてしまうだとか、そういうこともありますし、それから、最悪の最悪は、これは実際に東北で起きたんですけど、例えば、門脇小学校という避難場所に流れてきた燃えた自動車の火が移って、避難場所が燃えるということがあるので、だから、津波だけじゃなくて避難場所のそういう火事が起きたとき、起きないようにということなんですが、火災対策やそういう天井の落下物対策やそういうことも含めて、避難場所の安全性というのも、これも再度しっかりと御確認をいただきたい。ちょっと何か仕事をふやすようなことでございますけど、幾ら言っても言い過ぎることはございませんので、ぜひ御協力いただきたいということの、以上でございます。

○橋下会長

ありがとうございました。

小川区長、また、区役所が各区の、地域の防災拠点になるんだという意識でもう一回今、言われた点で、ちゃんとそういう整備といいますか、転倒防止策やいろんなも

のがきちんとできているかというのは、また、区長会、部会で確認をしてください。以前、広島県の土砂災害のときに、広島の各区、当該区の体制がやはり不十分だったというところで、1回各区で点検してくださいねといったところもあったかと思うんですけれども、それも踏まえて、各区役所が防災拠点なんだというような意識で、今の委員の御意見を踏まえて、もう一度確認をしてください。

それから、避難勧告の件は、ちょっとこれは個人的なといいますか、出す当事者として、また、いろんな御意見も行政のほうにいただきたいんですけども、去年の夏ぐらいでしたっけ、大和川の氾濫の。安倍政権、政府のほうが空振りしてでも避難勧告を出すべきだという前に、去年の9月の段階でちょうど大和川の氾濫のときに、危機管理監から朝電話がかかってきて、いろんな話をして、空振りでいいから出していうって言って、出したのが大阪市始まって以来の避難勧告を去年の9月に出したんです。そのときはかなりいろいろあれこれ考えたんですけども、出せということで出したんですけども、僕は空振りしても出すべきだとは思うんですけど、最近ちょっといろんなメールを見てると、空振りしてでも出すのはいいんですけど、今度、一住民の立場に立ったときに、普通の注意メールのような感覚になってきて、その辺どうしたらいいのかなという、空振りしても出さなきゃいけないんだけれども、どんどんどんどん出していくと、非常にやっぱり実際、住民サイドから見ると、通常の注意的なものに感じてしまうなというところもあって、そこをどうしたらいいのかというのもまた、いろいろ御意見いただきたいなと思っております。

それと皆さんから御意見いただく前に、1点、さっき宮川委員から出た、体育館の講堂の施設改修についてなんですけど、教育委員会、部長浅野さん。優先順位つけてこれなのか、それとも、改修期間が夏しかできないからとか、いろんな事情があるかと思うんですけど。

○浅野教育委員会事務局総務部長

予算の面とそれから、市長が今おっしゃったように、夏休み期間しか学校の工事は

基本的にできませんので、また、ほかの工事が入ってますと、出会いの関係があって、いろんな工事が一緒に入れないとか、いろんな制約がございますが、今のお話すぐに持ち帰りまして、どういう順番になっているかということを含めまして、早急に対応するようにしていきたいと思いますので、予算はきっと市長がまた、十分におっしゃっていただけると思います。

○橋下会長

宮川委員、予算のところはちょっとそれはもうこちらで幾らでもできるんですが、学校の施設の工事となると、夏休み期間中にやらなきやいけないとか、ほかの工事との兼ね合いとか、ちょっといろんなそういう事情もあるので、もう一回ちょっと確認させてください。

○浅野教育委員会事務局総務部長

今、耐震の工事もずっと進めておりまして、体育館は今、天井のつり天井を外す工事とかも入っておりまして、いろんな制約もあるかと思いますので、早急に調べたいと思いますので、しばらくお時間いただきますように、よろしくお願ひいたします。

○橋下会長

避難場所であることは非常に重要ですから、ちょっと確認して、優先順位を上げていきたいと思ってます。

いろいろ各委員から御意見いただきましたけれども、そのほか皆さんから御意見、何なり結構ですので、どうでしょうか。

質問等でも構いませんけれども。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、いろいろ御意見いただきました。今回、この大阪市地域防災計画のこの修正につきまして、原案どおり御承認いただくということでよろしいでしょうか。

(拍 手)

○橋下会長

ありがとうございます。そうしましたら、御承認いただいたものとさせていただきます。

それでは、議題2について、今後の方針と今後の進め方、アクションプランの策定や条例の関係もですかね。いろいろと今後の進め方について説明をお願いします。

○川村防災計画担当部長

それでは、ただいま御承認いただきました大阪市地域防災計画修正案に基づく今後の進め方につきまして、資料5で御説明させていただきます。

まず、お手元の資料、あるいはスクリーンを見ていただければと思ひますけれど、今後の進め方につきましては、大きく3点。

「大阪市防災・減災条例(仮称)」でございますが、の制定を行うと。

それから、防災計画の推進。

3点目としまして、アクションプラン、これも仮称でございますが、策定あるいは進捗管理を図っていくということで、これら3項目の取り組みを推進することで、大阪市地域防災計画の実効性を高めるとともに、防災・減災対策を実施していきたいと考えております。

まず、「本市・市民・事業者等の責務と役割」を明確にしました「大阪市防災・減災条例(仮称)」でございますが、を制定し、「自助・共助・公助」の役割分担のもと、市民や事業者の方々と一緒になりまして、本市のハード・ソフトを含めた防災・減災対策の推進に努めてまいります。

次に、防災計画の推進といたしまして、今回の地域防災計画の修正を踏まえ、各区におきまして、地域の特性や実情に応じました「区地域防災計画」を作成、あるいは修正していただき、その進捗状況を把握し、公表していきます。

また、自主防災組織力向上コーディネーター等を地域等へ派遣しまして、地域の自主防災組織の確立、あるいは組織力の向上、住民や事業者の方々によります自発的な防災活動に関する「地区防災計画」の作成、避難行動支援計画などの支援を図るとと

もに、地域防災リーダーの育成にも努めてまいります。

それから、事業継続計画を各区を含めました全庁的に作成しまして、運用、あるいは検証の訓練等を実施してまいります。

各種広報の推進としまして、防災ハンドブックやハザードマップなどを活用し、市民や事業者の方々の防災知識の普及啓発にも努めるとともに、それらを活用しました防災訓練の促進に努めてまいります。

3項目めとしまして、「大阪市地域防災計画」を実行していく上で、その進捗状況を把握・公表していくために、本計画に位置づけておりますソフト・ハードの各施策・事業の計画目標・目標年次等を定めました「アクションプラン(仮称)」を策定し、以後、その進捗状況の把握・公表に努めてまいります。

最後に、ただいま御説明いたしましたこれら3項目のスケジュールをお示します。防災・減災条例は、本年度内には制定すべく調整を進めております。また、各防災計画、アクションプラン等は、策定後も適宜、P D C Aサイクルの観点により、見直し等を図ってまいります。

以上の3項目を重点項目としまして、今後も本市防災・減災対策を着実に推進していき、市民の安全・安心の確保に努めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○橋下会長

今の説明について御質問や御意見はありますでしょうか。

○田中副市長

このアクションプランなんですけども、これはぜひとも早急に必要と思うんですけども、大阪府さんのほうでは、地震災害を中心とした作業をされてますし、また、国のほうでは国土強靭化計画の方針等も示されてますので、その辺との整合性をとりながら、かつ、先ほどもありましたけども、大阪市の特有の課題を十分にカバーできるようなものをぜひともお願いしたいと思ってます。

それにつきましては、関係機関の御協力、それから、庁内の関係部局の連携、あるいは区役所の主体的な取り組み、これは必要でございますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

○橋下会長

そのほか御質問、御意見等ありませんか。

ちょっと元に戻って、避難勧告なんんですけど、去年の9月に出したときに感じたんですけど、やっぱり各区長の判断がないと、僕が自宅にいたりとか、市庁舎にいて、平野区のこととか、住吉区のこととか、東住吉区の状況全くわからないまま、もちろん危機管理監が危機管理室で全部そういう状況把握はしてると思うんですけども、区長の判断を重視していきたいと思いますから、みずからが避難勧告を出す当事者のそういう意識を持って、状況把握して、どうも市長のほうから勧告が遅いとか、どうしてるんだろうとか、そういうことがあれば、積極的にみずからが当事者の意識を持つて、危機管理監、危機管理室、そういうところにどんどん上げていってください。基本的には区長の判断、特に大阪市もこの狭いエリアの中でも状況が違うので。湾岸地域とか、城東とかあっち側のほうの雨水の浸水地域とか、大和川があるところ、淀川があるところ、それぞれ全然違うので、各区長の判断をきちんと軸にやっていきたいと思いますが、僕は危機管理監とコミュニケーションとりますけれども、そこはしっかりと各区長責任といいますか、そういう意識を持ってください。みずからが避難勧告を出す当事者だと。非常に難しい判断になりますから。区役所での情報収集をもとに、しっかりと上げるようにお願いします。

そのほかはないでしょうか。

なければ本日の議題は全て終了いたしました。

防災関係機関の皆様方の御協力によりまして、防災会議を円滑に終了させていただきました。ありがとうございました。

今後とも関係機関の皆様方と連携しまして、田中副市長が申しましたとおり、また

これから、国土強靭化の計画等、きちっと策定をしていきたいと思っております。また、市役所の内部の区役所、各局も本日の議事を踏まえて、防災計画の推進、それから、これから条例制定というものに入っていきますので、そういうところを見据えて、それぞれの持ち場で対応を検討してください。

それでは、事務局に返します。

○東危機管理監

本日、いろいろいただきました御意見を踏まえまして、大阪市地域防災計画の修正をしてまいります。

今後も引き続き、皆さん方のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、本日の会議を終了してまいりたいと存じます。

本日はどうもありがとうございました。

○橋下会長

お忙しいところ、ありがとうございました。

—了—